

てきているのに、それで何ていいますか、利点もちょっと見受けられないんで、それは答えられないというのはないんじゃないんですか。ちょっと考えられませんか。議会の中でそういう答弁が出されるなんて。どう考えたってそれはおかしいわけですから……。

職員の採用は部長サイドでは無理だと、だから私は市長に聞いたんです。市長、どうするんだと。こういうふうな状況があって、こうやって理事者側の方から出てこないから、それは現状に問題点があるんだらうから、それは職員を採用するなり何かしてきちつとした対応がとれるような考えがあるのかどうなかをさっきお聞きしたんです。市長が答えなきや、ほかの部課長なんか答えられるわけじゃないんです。そういうものがあれば、じゃあ次回からきちつとお願ひしますよという形にはなるんですけれども、現状ではこれは無理でしょう。答えられないんじゃないかと、事務的な問題だと言っているんだから、今月中には言いませんけれども、年内あたりだったら出せるんですか。少しづつやっていけば出せるということでしょう。今までの統計をとってきちつとやっていけば一月もあれば、後でできましたので、こういう内容ですということでは、私は、ああそうですかと、じゃあ次回から事前にできるだけ準備を積んでおいてくださいみたいなことは言おうかなと思ったけれども、話にもなりません。やる気もないし、一切もうやらないということですから、だったら何で今までリサイクルで委託してそういうものをやっておきながら、こんなものが資料として出てこないんですか。

じゃあ一月ずつで出るというのと、それを三段階に分ける違いというのは何か具体的な論拠があるんですか。ないでしょう。実際作業の問題でしょう。だからそういう答弁では絶対おかしいと思うんです。だから出せるものだったら出してもらう。時間がかかるんだしたら時間がかかるというようにすることで、きちつと答弁していただきたいとします。だから、こちらの質問に対してそちらが納得する、しないというのは、それはまた別の問題でしょう。それをどうのこうのということと拒否されたんでは、ちょっと話にならないので、そこら辺きちつとお答えいただきたいと思います。

保育行政については、検討していきたいということなんです。検討を重ねていただけるのは大いに結構なんですが、やはり一步一步前進していただきたいと思うんです。昨年に比べたら、今回、あらんこ保育所に対しての援助をしたという形で、一步一步前進していると思うんです。内容的には、やはりそれがある意味で、あらんこさんはこ

れから経営を努力していくとか、そういう非常に危機的な状況というのもし聞いておりましたから、それは非常に結果としていい結果をもたらすんであるうというふうに思うんですが、やはりそれだけでは終わるものではないだろうと。多分、先ほど子供の数が徐々に減ってきているんだというふうな話がありましたけれども、やはりそういった流れなんでしょう。しかし、これからはゼロ歳あるいは産休明けというのは、増加の傾向をたどるはずだと私は思っているんです。また、今の社会の中ではそうでなければいけないと。だから、そういう問題については積極的に事前に対応がとれるような努力というのが必要になってくると思いますので、これについてはぜひまた時期を見て御質問いたしますので、どんどん努力を積み重ねていただきたいというふうに強く要望しておきます。

あとは不祥事の関係で広報で出すべきだと、号外でも何でもいいのです。はじめとして出すべきだというふうに言ったんですけれども、考えてないという答弁です。それだったら別に何のためのはじめだと思っているんだということなんです。きちつとやるんだしたら、それなりの姿勢を見せない限り、今はだめなんです。そういう状況なんです。今、市民の感覚として、情勢として、リクルートあるいは消費税、さまざまな問題が国政の場で吹き荒れていて政治不信が募っていると。国政があれば、地方自治体もこれかと言われたらだめなんです。福生はきちつと地方自治体の立場としてこれだけのことはやりますよと、きちつとやっていきますよというのを見せないと、これが何年前か前だったら、それでいいですよと済むかもしれないけれども、今はそうじゃないんです。それは市長さんだってもう十分知っていることでしょう。こういった政治不信が渦巻いている中でやっていこうとするならば、そういったきちつとした姿勢を示すのが第一歩だと思います。だから、それをやっていなくて、出す考えもないでは、口先だけでは何とも言えるわいというふうに市民から思われたって、それはしょうがないんじゃないかと思えます。要するに何が信頼を回復して全力をもって努力していくのかというのが全く見えなくなる。だから、私はきちつと出すべきだと言ったんですが、こういった考え方は、これから理事者側の努力について、やっぱり疑問符を投げかけざるを得ないというふうになるんだと思います。

何度聞いてもこれは変わらないのかもしれませんが、そこら辺はしっかりしていただきたい。ただ、そういったはじめみたいな形でとったというふうに認識していらっしやるんなら、それなりのことをやっていたいただきたいというふうに強く要望だけはしておきます。

あと、次の指定金融機関の選定については、できるだけ早い時期ということなんですが、後半があいまいで、ちょっとどういうふうに判断したらいいのかわからなかったんですが、こういった事件があるから市民は敏感に感じ取ると。だから、次の選定のときに、そういった疑惑といいますか、何となく嫌な感じを受けるのはよくないんで、こういった類似した事件を持っているような金融機関というのはも対象に含めて選んでいくのか、それはそれだけ市民もよく知っているような事件があったというものは外して選定をするのかと、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしておきたいなと思ったんですが、それをちょっと明確な形でできれば聞きたいと思います。以上です。（「暫時休憩 お願いします」「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 暫時休憩します。

午後三時三十五分 休憩

午後三時三十七分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

○収入役（内田和雄君） 次の金融機関の指定の問題でござりますが、以前に事故等があったようなものの基準等どうするか、こういう御質問だろうと思うんですが、これから基準をつくる中で、それぞれ金融機関もいろいろなことがあると思います。そういうものがどこまでこの選定基準の中に入ってくるかというような問題も含めて基準を作成したいと思っております。例えば、青梅信用金庫のような最近の例もありますし、また調べますと、古いものもあるでしょうし、そういうものの年限をどのくらいに見ておくかとか、永久にそれがだめなのかとか、そういう基準は、まだ内容について検討しておりませんので、早急にそれらを含めて基準をつくりまして、選定準備に入ってまいりたいと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

○助役（浅見裕康君） 飛行回数でございしますが、市民部長の方からお答えは申し上げたわけでございしますが、けれど、今いろいろ御指摘もちょうだいしたわけでございます。いずれにしろ、少し内部で詰めさせていただきまして、この辺のところ、確かに一般論として市民部長は事務効率、そういったものを中心に組織の検討の中でこういう考え方でございしますというような意味の答弁をしたということだと思えます。

いずれにしろ、質問が出たということで、これを教えてもらいたいんだと、御質問ですから、そういう趣旨の今私どもに対する御要望だというふうに受けとめておりますので、それを踏まえまして、内部検討した中でひとつお答えをさせていただくと、若干申しわけないんですけれども、そういうことで御理解いただきまして、今会期中には結論づけたものをひとつ示しまして、それで十日ごとというような御要望でしたけれど、これがどういう形で事務処理上、現有人員でどの程度事務的にふえるものかどうか、この辺もひとつ調べさせていただきたいと思えます。

いずれにしろ一週間あるいは十日、一カ月と、いろいろなとにかく調査の方法があると思えますので、そんなものを含めまして検討させていただきたいと、かように考えますので、ひとつよろしく御了承いただきたいと思います。

（「それじゃ困っちゃうんだよ、終わっちゃうんだから。ちょっと休憩して」「結論聞かないんじゃない、だって。ちょっと議長、休憩して。だって今の答えじゃ」「質問に答えてないんだから」「私は今議会に欲しいんだから、今回どうなのかなんだよ、検討するのはいいんだけど」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

午後三時四十一分 休憩

午後三時四十二分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れは、答弁はもう終わりましたか。（「E2Cの騒音測定値、今の数字でしよう、回数だけれども、測定器の……」と呼ぶ者あり）

○助役（浅見裕康君） 測定器の設置につきましては、先ほど来市長が御答弁をいたしているとおりでございまして、一応必要性というものも十分内部で検討した中で対応していきたいと、かように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○二番（大森 進君） 離着陸の数字については、今御答弁ありましたので、会期中に調査して会期中に結論を述べたいということですから、その結論をいただいた段階で要望等がありましたら言いますので、それは今ここでは言わないでおいときたいと思います。

E2Cの騒音測定器の関係ですけれども、やはり五百万円程度の費用ですから、市長の最初の答弁と大きく変わらないうですけれども、これはぜひとも情勢も煮詰まっているので、私はつけていただきたいと思っておりますし、これからまた九月議会前あたりにE2Cが来るような嫌な予感がありますが、だから、それに見合ってまた要望していきたいと思っておりますので、ぜひ早急に決断できるように強く要望しておきます。

あと不祥事の件なんです、一応そういうのを含めて判断したいということ、基準を設けたいということですので、私の方としては後でそういった結論が理事者側が出した場合、クレームがつけられないようにきちっと対応をやっていただくように強く要請しておきますので、それに沿って対応してください。じゃあ以上です。

○議長（仲村清信君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（仲村清信君） 日程第二 陳情書の訂正願いについてを議題といたします。

本件は、目下厚生委員会にて付託審査中となっております陳情第一一三号 年金制度の改悪をやめ、改善を求める陳情書について、陳情者より訂正願いが提出されたものであります。

お諮りいたします。

本件は、願い出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって本件は、願い出のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第三 議案第四十五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由並びに改正の内容について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、平成元年度の税制改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が三月三十一

日付をもって公布されたことに伴い、市税条例についても改正の必要が生じたわけでございますが、改正の内容を平成元年四月一日から施行しなければならない部分と、先送りできる部分とに分けまして、四月一日から施行する部分については五月の臨時議会で御報告申し上げましたとおり、専決処分により改正をさせていただき、残る部分については今回御提案させていただいた次第でございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

まず、第十九条でございますが、条文中に幾つかの条番号を續いて規定しようとする場合、条番号と条番号が接統する手法として一定のルールがございますが、今回は、その用語について整備を図ろうとするものでございます。

次の第三十三條の二は、所得控除に関する規定でございます。引用している地方税法第三百十四條の二第三項として、寡夫に対する割り増し控除制度が新たに創設されたため、現行の第三項以下が一項ずつ繰り下がるため、引用している項番号の改正を行うとともに、住民税においても共同募金会に支出した寄附金に限って、寄附金控除制度が創設されましたため、前年の合計所得金額から控除できる所得控除の項目に寄附金控除額を加えようとするものでございます。

次の第三十五條の二は、市民税の申告に関する規定でございます。第三十三條の二の改正と同様、引用している地方税法の項番号の改正と寄附金控除の創設に伴う改正でございます。

次に、第四十八條の三でございますが、引用している条番号の改正に伴う整備でございます。

次の第百十二条第五項でございますが、本項は、特別土地保有税の納税義務者について規定したもののうち、土地区画整理施行地域内における保留地予定地等取得することを目的とした契約が締結された場合における、みなし取得に関する規定でございます。土地区画整理法の一部の改正が行われた際、地方税法の規定中、不動産取得税に係る規定の改正を受けまして、条例の整備を行うに至ったものでございまして、記載のとおり改正を行おうとするものでございます。

次の附則第十八條の二の四は、引用している条番号が改正されたことに伴う条文の整備でございます。

附則第十八條の三第一項は、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例について規定したもので、平成六年度まで延長するとともに、資産合算課税の制度が平成二年度から廃止されることに伴い、第二項の規定から、資産合算課

税について規定した第三十三条を削除し、かわって「第三十三条の二から」と規定しようとするものでございます。附則といたしまして、第一条は、条例の施行日を規定したものでございまして、第三十三条の二及び第三十五条の第二項の改正規定中、第三百十四条の二第四項を第三百十四条の二第五項に改める部分、附則第十八条の三第一項第二号と、改正附則第二条の市民税に関する経過規定については、平成二年四月一日から施行し、その他の改正規定は、公布の日から施行しようとするものでございます。

次の第二条は、市民税の経過規定でございまして、第一項では、昭和六十四年一月一日以降に支出した寄附金から適用することを定め、第二項は、新条例第三十五条の二第一項、第三項、附則第十八条の三第一項第二号について、平成二年度以降の市民税について適用するというものでございます。

次の第三条は、特別土地保有税に関する経過規定でございまして、取得した時期について規定したものでございます。

以上、大変複雑な説明でございしますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十五号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十五号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第四 議案第四十六号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第四十六号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本児童遊園は、昭和五十四年六月一日より宗教法人福生不動尊から借用いたしましたので、子供たちの遊び場として利用させていただいてきたわけでございますが、本年二月二十二日付をもって返還の申し入れがございまして、いろいろ協議した結果、本年八月末日をもって返還することになりましたので、児童遊園としての機能が消失するため、本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表中「不動尊児童遊園 福生市大字福生八六八番地一」を削り「神明児童遊園 福生市大字福生一〇八一番地」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、施行日は、平成元年七月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変複雑な説明でございましたが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十六号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第五 議案第四十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第四十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方税法の一部改正に伴いまして、本条例の改正の必要が生じたものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては附則の改正でございまして、現行の附則第八項を附則第十項とし、附則第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、附則第四項中「平成元年度」を「平成六年度」に改め、同項を附則第六項とするのが今回の改正の第一点でございます。

内容といたしましては、従来からありますみなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の課税の特例を五年間延長しようとするものでございます。

次に、第六項の前に第五項として、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を新たに設けるのが改正の第二点でございます。

内容といたしましては、地方税法の改正により、原則非課税であった株式等の譲渡益が課税されることになり、分離課税とされました。これにより国税の課税におきましても、分離された譲渡益につきまして課税の対象とするために、附則におきまして特例を設けようとするものでございます。

次に、附則第三項を附則四項とし、附則第二項を附則第三項とし、同項の前に、附則の第二項として公的年金等に

係る所得に係る国民健康保険の課税の特例を新設するのが第三の改正点でございます。

内容でございますが、昨年、公的年金に係る所得がそれまでの給与所得から雑所得に変更されました。このことに伴いまして、公的年金等を有する六十五歳以上の公的年金受給者が従来の方法に比べ不利益となるため、国税の算定に当たっては、その公的年金に係る所得から十七万円を控除し、国税の軽減の判定所得の算定に当たっては、同様に十五万円の控除を行うことによりまして、年金所得者が雑所得となったこの影響の緩和を図ろうとするものでございます。

以上が今回の改正の主な内容でございます。

次に、施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。ただし、附則第四項を附則第六項とし、同項の前に一項を加える改正規定、つまり株式等に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例は、平成二年四月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、今後の福生市国民健康保険税条例附則第二項の規定は、平成元年度分の国民健康保険税から適用し、昭和六十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例により、新条例附則第五項の規定は、平成二年度分の国民健康保険税から適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十七号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第六 議案第六十四号 福生市の一般職の職員の平成元年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 浅見裕康君登壇)

○助役(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第六十四号 福生市の一般職の職員の平成元年六月期期末手当の支給割合を定める条例について説明申し上げます。

本条例は、提案理由といたしまして議案にも記載してございますように、福生市の一般職の職員に対し支給いたします期末手当の支給割合を定めようとするものでございまして、本条例の趣旨を条例第一条に規定をいたしまして、第二条におきまして、支給割合を百分の百四十七といたそうとするものでございます。

なお、勤勉手当の百分の五十を合算いたしますと、今期の期末勤勉手当の支給率は一・九七カ月と相なります。附則におきまして、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上、まことに簡単でございましたけれども、慎重御審議を賜りまして原案どおり御確定くださるようお願いを申し上げます。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十四号は、原案のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 四時十五分まで休憩いたします。

午後四時三分 休憩

午後四時十七分 開議

○議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第七 議案第四十八号 平成元年度福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第四十八号 平成元年度福生市一般会計補正予算(第一号)につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

説明に入ります前に、本補正予算につきましては三月初予算編成後、まだ月日のたたないこの時期に提案させていただくことになりました、無理なお願いを申し上げておりまして、まことに申しわけなく存ずるところでございます。

す。

御承知のとおり、地方自治法第二百十条におきまして、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入及び歳出予算に編入しなければならないという総計予算主義の原則が定められておりまして、補正予算は、予算の編成後に生じた理由により調整することになっております。また、計画行政の立場から、今回の補正予算の中に補正になじまず、当初予算において処理すべきものを諸般の事情によりまして決定の遅延がありまして計上させていただいておりますので、まことに申しわけなく存じているところでございます。今後、十分注意しつつ計上してまいりますので、御理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算の概要から説明をさせていただきます。

今回、主なものとして、人件費で人事異動等に伴います給料及び諸手当の減額と共済費で過年度の未払額の払込増がございまして、また、今後の庁舎のあり方について基本的方向を検討するための庁舎建設調査、ふるさととしての福生づくりのための市民の皆様の提案をいただくふるさと創生事業費、工事関係では施設条件が悪く、対象者の増等が見込まれますれば作業所の新築、第五小学校の普通教室の増築及び仮称多摩河原公園の面積増等を水路を設け水を流していくための工事変更による増額等を組ませていただいております。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。

予算書の一ページをお開きをいただきます。まず総則でございまして、第一条で既決予算額に二億二千六百二十八万六千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ百四十四億七千三百二十七万八千円と定めようとするものでございます。

第二条は、繰越明許をお願いしようとするものでございまして、後ほど御説明を申し上げます。

それから、第三条は地方債の補正でございまして、これも後ほど第三表によりまして御説明を申し上げます。

次に、三ページをお開きをいただきます。歳入につきまして御説明申し上げます。

使用料及び手数料の使用料におきまして五百九十五万四千円の追加でございまして、これは市営住宅使用料で付加使用料の確定等による増分でございまして、

次に、国庫支出金二千七百五十一万円の増加は、第五小学校増築事業に対する文部省の補助一千百六万円と防音併

行工事に伴う防衛庁の補助一千六百四十五万円の合計額でございまして、

次に、都支出金の九百七十六万九千円でございまして、所得更正による市都民税の還付金のうち、市が還付した都税分に対する収入でございまして、

次に、繰入金でございまして、一の特別会計繰入金一千二百十五万三千円の追加は、老人保健医療特別会計の昭和六十三年決算見込みによる精算繰入金でございまして、二の基金繰入金一億六千二百万円の追加は、れんげ作業所及び仮称多摩河原公園の工事等の財源として都市施設整備基金からの繰入金でございまして、

次の市債の八百九十万円の追加は、第五小学校増築事業債でございまして、

以上が歳入でございまして、

次に、四ページをお開きをいただきます。歳出について御説明申し上げます。

まず最初に、職員の人件費を各項目に共通して計上しておりますが、給料につきましては、総額で八百九十二万五千円の減額で、人事異動に伴うもの及び三役の給料を減額いたしました分でございます。諸手当につきましては、総額で一千二百二十二万円の減額で、主なものとしたしましては、期末勤勉手当への住居手当の一部不算入による減及び扶養手当、調整手当の減等でございます。それから、共済費におきましては、負担金及び事務費で総額三千二百三万二千円の増額でございまして、これはいわゆる行革特例法によりまして東京都市町村職員共済組合の長期給付にかかわる市町村負担金のうち、国の負担率が昭和五十七年度から四年間減らされたため組合への支払いをしておりませんでした、今年度において復活したために、過年度の不足額を払い込むための増額でございまして、以上が人件費の追加補正となっております。

それでは、第一款の議会費から説明させていただきます。議会費は八人分の人件費の調整によりまして減額でございまして、

次に、第二款の総務費の総務管理費三千九百五十二万円の追加は、三役の減額分及び職員七十七人分の人件費三千二百四十八万八千円と、残りの七百三十七万二千円は、先ほど御説明申し上げました庁舎建設のための基本調査費用三百二十万及びふるさと創生事業で、ふるさと福生づくりのための施策の提案を募集する費用が二百十八万五千円、そのほかに加美公会堂用地の更新料に対する補助金百九十八万七千円でございまして、

次に、徴税費の八十五万円は三十人の職員人件費分が一千一百一万一千円の減、それから市税還付金の一千八百八十六万一千円の追加との相殺額でございます。

次の戸籍住民基本台帳費は職員十七人分、選挙費三人分、統計調査費二人分、監査委員費三人分は、いずれも人件費の調整による増減額でございます。

次に、民生費の社会福祉費一億二千三百七十九万九千円の追加は、新たに田園会館に隣接する場所にれんげ作業所を二階、延べ床面積三百平方メートルのものを新築しようとする事業費一億二千五百五十二万九千円と、加美平ゲートボール場用地の一部返還に伴うフェンス移設工事二十万六千円及び職員人件費二十八人分、二百二十六万六千円の減額によります相殺額でございます。

次の児童福祉費二十七人分、生活保護費六人分は、職員人件費の関係でございます。

それから、次に第四款の衛生費でございますが、二十二人分、第六款は農林水産業費三人分、第七款商工費は四人分、それぞれいずれも人件費の調整によります増減補正でございます。

次に、第八款の土木費でございますが、土木管理費四人分、道路橋りょう費十一人分は、職員人件費の調整でございます。

次の都市計画費の三千三百四十八万円の追加は、当初予算で御提案申し上げました仮称多摩河原公園新設事業の設計変更によります追加工事費三千七百五十万円と、不動尊児童遊園地の返還に伴う遊具等の撤去工事費の百二十三万六千円、それから職員人件費二十人分、五百二十五万六千円の減額によります相殺額でございます。

次の住宅費は五百九十五万四千円の追加でございますが、これは歳入の住宅使用料をもって人件費分二人分百八十五万三千円に充て、残りの四百一十一万一千円を市営住宅等管理基金へ積み立ていたそうとするものでございます。

次に、消防費は二百八十九万九千円の追加でございますが、防災行政無線を牛一会館用地内に増設するための工事費でございます。

続きまして、教育費の教育総務費二百六十二万円の追加は、職員人件費二十二人分及び本年四月から指導主事が二人制になったことによります費用でございます。

次の小学校費六千七百七十三千円の追加でございますが、これは第五小学校におきまして児童数の増による普通教室

二教室の増築事業費四千三百四十九万九千円とあわせて防音併行工事分一千八百七十五万四千円に人件費十四人分、七十三万円の減額による相殺でございます。

次の中学校費は六人分、学校給食費は二十六人分、社会教育費三十七人分、保健体育費十人分は、いずれも職員人件費の調整でございます。

次の予備費でございますが、三千七百三十七万円の減額補正でございますが、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出予算総額二億二千六百二十八万六千円の追加でございますが、歳出予算総額は百四十四億七千三百二十七万八千円と相なる次第でございます。

次に、七ページをお開きをいただきたいと存じます。七ページでございますが、第二表の繰越明許費でございますが、本件は防衛施設周辺道路整備事業でございますが、この工事は五日市線を横断するためJRに委託して行うことになっておりますが、今年度事業が工期内に完了する見込みがないため、委託料及び事務費と合わせて七千四百六十八万三千円について繰越明許をお願いしようとするものでございます。

続きまして、第三表地方債補正でございますが、これは起債対象事業といたしまして第五小学校増築事業の限度額八百九十万円を追加をいたしまして、限度額総額を二億八千七百八十万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢 久君） 二点ばかりお尋ねします。

一七ページの関係、歳出の関係になりますけれども、先ほどの説明で人件費の関係ですが、住宅手当の関係の説明がありましたけれども、詳しい数字がありませんでしたので、今回、六月、十二月と来年の三月分については六千円ということ減額になっておりますけれども、これによる今回の住宅手当から住宅手当の減額分の総額が幾らになる

か、さっき説明の中で抜けていましたので、今わかんと思うんですが……。

それと、その下になりますけれども、ふるさと創生費の関係ですが、これは六十三で二千万で、今年で八千万の一億の分だと思わなければならない、この事業の関係は、その一億というところで事業を進めていくのか、あるいは東京都が二年度にわたり一億円——五千万円ずつ出すことになっていきますけれども、それも含めた二億というところの取り組みをしていくのかという点が一点と、審査員の謝礼というのがここに十万円がありますけれども、どういう関係を考えているのかという点。以上でございます。

○企画財政部長（野沢久人君） それでは、自席からふるさと創生の関係につきまして先に御答弁をさせていただきます。

御指摘のとおりでございます。国の方から前年度、地方交付税の需要額算入という形で二千万いただいております。本年度、需要額の方にまた八千万算入していただけたということが一点ございます。

それから、東京都の方は本年度、市町村活性化の交付金という形で、本年度と来年度二カ年の間に合計で四十億という形で、一市町村一億程度というようなことで市町村活性化の交付金をいただけたと、こういうことになっておりまして、ただ、東京都の方の事業化につきましては、一応事業が固まったところで交付をしていく、事業に対する交付というようになつております。そんなことも含みまして、このふるさと創生関係の提案をいただきましたものの中から、あるいはそのほかのさまざまな状況の中から、適当な、最もふさわしい福生というまちをつくっていく事業を選びまして、そういったものに充てていくということに、その両方合わせて充てていくということになるというふうに考えております。

次に、審査員の関係でございますけれども、こういった形で若干謝礼といいますか、副賞を出しまして審査をしていくという関係もございますので、外部の方をお願いしたいというように考えておりました。たまたま今具体的にだれがということがはっきりしませんが、これからのいろいろと交渉しなくてはならないということになります。一つは、現在、基本構想の関係で御指導を賜っております先生方がおられますので、そんな先生方とか、あるいは多摩・島嶼の関係で多摩に住んでおられるいろいろと研究されておられる先生方もおられますので、そういった先生方とか、そんな方々にお願いをしていきたいというようなことも頭の中では現在の段階で

は考えてございます。以上でございます。

○総務部長（森田 進君） 六月份の六ヶ月の期末手当にはね返ります住宅手当の減収分ということでよろしいと思いますが、合計で二百二十一万七千八百二十六円という数字になってございます。以上でございます。

○十八番（小野沢 久君） ふるさと創生の今の関係ですけれども、そうしますと、一般から募集する内容の予算的ベースは一億円がベースになってくるのか、今の話では、東京都の補助については、事業に対する交付金ということですから、事業が決まらないと交付金が出てこないわけですね。そうしますと、一般から募集するその事業内容については、ベースとしては一億をベースにしたもので募集するということがよろしいでしょうか。

○企画財政部長（野沢久人君） 行われる事業によって変わってくるというふうにお考えをいただいた方がよろしいかと思ひます。二億でうまく、あるいはもうちょっと上乗せしなくてはいけないような事業になるかもしれませんが、そういった事業がうまく出てくれば両方あわせてやっていくということもありましようし、それから、そうでなくて、もっと小さい額を積み上げていくような形で進めていくというようなこともあろうかと思ひます。そんなことで、この募集をいたしました具体的な事業が出てきました段階で、その財源のどこへどういうふうに入れていくかということについては考えていきたいというふうに思ひます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○十一番（松山 清君） 二、三お聞きしたいと思ひます。

一つは、このふるさと創生事業にかかわるものなんですけれども、この予算では二百十八万五千円が一般財源というところで計上されているわけですが、この二百十八万五千円は、いわゆる一億円の中に含まれるものなのか、そうでないのかということが一つと、これは総務委員会でも、多分付託になるんですが、やはりここで聞いておいた方がいいと思ひまして聞いているんですが、一体いつごろまでこういうものを、期間はどのぐらい考えておられるのか。

同時に、もう一つお聞きしたいのは、一席の方に三十万からの副賞が出るわけですが、しかし、必ずしも一席にふさわしいものがあるかどうかというのは全く未定だと思ひます。それとも、審査の方法はその中で必ずしも一位、二位、三位はあるんだと、出た、いわゆる競争で考えれば必ず遅くても一位、二位、三位とがあるんだと、早くとも一位、二位、三位はあるんだ。そんな考えなんです。しかし、必ずしも一席の方の三十万円に該当する方がいるとは限らないと思ひます。いなかったら、このふるさと創生事業のこういうコンクールをやって、どこをとるのかですね。

私は、こういうことで広く声を聞くということはいいいとは思いますが、いささか副賞の問題になるとちょっとわけが違うなという感じもいたしております。金銭問題じゃないと思います。

それから、もともとこの点でいえば、もうふるさと創生なんていうことを御提案した御仁は、一律三％か四％で、もうとっくにもう国民の総スカンを食ってやめちゃったんです。やめちゃったとかやめさせられちゃったんです。国民から見放されちゃったわけです。こういうこと自体も、本来は含めての批判であると考えてもいいぐらいいんです。ただ、お金だけ残ってしまったわけです。そういう点では、十分慎重に検討してやっていかなきゃならない問題だと思っています。

それと、こういうふるさと創生事業と例えば実施計画とかかわりとか、今進めている基本構想とか、そういうものとかかわりというのは、どういうふうに整合性を持たせようとしているのか。八月に基本計画の方は出てくるわけですね。その辺をひとつお聞かせいただければと思います。

それからもう一つは、先ほどもちょっと登壇した形で説明で、若干これに該当するような部分があったと思うんですが、いわゆる二五ページのれんげ作業所の新築事業費一億二千五百五十二万九千円、これは必要なものでこういうことをつくるということは大いに結構なことなんですけれども、だからといって当初予算には全く話はないし、もちろんあなたが見ましても実施計画、縦に振っても横に振っても、もうとにかく何もここには出てこないということになると、今後実施計画に必ずしもとられるんじゃないということであれば、それはそれでいいんですが、その実施計画の中に書いたものに、私自身の意見としても、これにこだわるわけではないんですが、しかし、金額的には非常に大きいわけで、従来からの皆さん方の答弁でいえば、もう実施計画にとらわれて、私どもに対する答弁としては、かなり極めて狭い答弁をしておったわけですけれども、それが一夜にしてこういうふうに変わってくるわけなんですから、今後大いに私どものいろいろな要望も、別に実施計画にとらわれずに、どんどん入れていただければというように考えてよろしいのかどうか。

○助役（浅見裕康君） 後段のれんげ作業所の新築事業につきまして御答弁申し上げます。

実施計画との整合性、当然、実施計画に盛っていないものがここへ急遽出てきたと、これについては先ほど企画財政部長の方から提案理由の中で若干触れさせていただきました。非常に確かに説明をするというよりも、言いわけに

なってしまうような感じがいたすわけでございますけれども、実は、本件につきましては、御案内のとおり片倉跡地の利用計画、こういったものとの一応絡みでなかなか結論づけられなかったというのが実態でございます。それと、人員についても、これは非常に調査が余りにも大ざっぱじゃないかと言われてしまえばそれまでのことなんですけれども、来年一年十六名というような見通しが実はありまして、来年度においてある程度土地利用計画と合致させた形の中で、実施計画にも盛り込ませていただきたいと、こんな感じでおったわけでございますけれども、現時点にはもう来年度は十九名になると、そういうものが確定いたしましたので、非常に総計予算主義の原則からしてもいろいろ御批判のあるところとは思いますが、まげてひとつ御了解をいただきたいと、かように考えるわけでございます。よろしくどうぞ願います。

○企画財政部長（野沢久人君） 自席から最初の方の御質問にお答え申し上げます。

まず、一億円の中に含まれるのかという御質問でございますけれども、基本的には、一億円のお金といえますのは、地方交付税の基準財政需要額に入ってくるものでございまして、使途については一般的な形でとらえていいということになりますから、当然これは入れられるということになります。

それから、いつごろまでということでございますが、この募集の関係につきましては、一応九月二十日くらいまでの期間で議会で御議決いただきました後、準備をしまして考えていきたいというふうに考えております。

いろいろあると思いますけれども、いずれにいたしましても、福生というまちをふるさととして、福生のまちづくりに役立てていくような、そういう御提案ができるだけたくさんいただければありがたいというふうに考えております。そして、そういう意味で、一席の場合にその副賞が三十万円ということになっておりますけれども、論文ということになると思いますが、これらにつきましては、もしない場合、もちろん該当なしということも当然考えられると思いますけれども、できるだけたくさんの方々に御提案をいただけるように、あるいは福生というまちを考えたり、あるいはいろいろな形で福生というまちのまちづくりに参画していただけるようなそういう方向で、できるだけたくさんの方に参加していただけるような方策をとっていききたいというようにことを考えながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、実施計画あるいは基本構想、基本計画との関係ということでございますが、基本構想につきましては全